

輸入公表三の9の(4)の二に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書CのグループAに属する物質の二号承認制移行について

輸入注意事項15第1号 (15.2.3)

改正①輸入注意事項17第35号 (17.7.25)

平成15年2月3日付け経済産業省告示第17号(輸入公表の一部を改正する告示)により、輸入公表三の9の(4)の二に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書CのグループAに属する物質については、平成15年2月24日以降二号承認制に移行することとなりました。

このため、輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定に基づき経済産業大臣の輸入の承認を受けなければなりません。当該物質については、モントリオール議定書第4条の規定により輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意して下さい。